

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和7年度）

作成日 2025/09/10

最終更新日 2025/10/30

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2025/9/1
国立大学法人名		国立大学法人高知大学
法人の長の氏名		受田浩之
問い合わせ先		高知大学法人企画課 TEL：088-844-8899
URL		http://www.kochi-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	【経営協議会からの意見】 急速な少子化で国立大学の経営環境がかつてなく厳しさを増す中、もはや社会経済の動向や外部の目を入れずしての組織運営は困難である。一方で、一般論として組織というものは長年の慣習にとらわれがちであり、「内向きの理屈・常識」に支配されやすい。 そうした意味では、経営企画推進機構の下への経営戦略会議の設置や自治体・同窓会との対面懇談など、外部情報の取り込みや大学側の情報発信に積極的に取り組んでいる姿勢は大いに評価し、歓迎したい。とはいえ、ガバナンス意識の徹底が大学運営に直接的に関わる上層部だけにとどまることになってはならない。組織ガバナンスを全体にしっかりと利かせていくためには、教員はもとより事務職員等を含めた高知大学のあらゆる構成員が「高知大学の果たすべき社会的役割」とそれぞれの職責において担うべきことを正しく理解し、実践することが求められる。 変化が著しい時代でもあり、とりわけ学長には高知大学の付加価値を向上させるという視点からも、必要に応じて適宜リーダーシップを発揮するよう期待したい。 【本学の回答】 経営戦略会議の設置や自治体・企業・同窓会との対話の場の充実などを通して、外部との接点を強化し、情報の受発信に努めてまいりました。これらの取り組みを評価いただいたことは、今後の活動の励みとなります。一方で、ガバナンスの徹底については、高知大学のあらゆる構成員が「高知大学の果たすべき社会的役割」とそれぞれの職責において担うべきことを正しく理解し、主体的に行動することによって初めて果たされるものと考えております。 変化が激しい時代においても、高知大学の価値を一層高めていけるよう大学一丸となって努力して参ります。

経営協議会による確認	更新あり	【経営協議会からの意見】 全体的に冗長感があり、もう少し記載をコンパクトにできないでしょうか。 【本学の回答】 ご指摘を踏まえて記載について見直しました。
		【経営協議会からの意見】 補充原則 3－1－1 ① 学外委員についての事前説明については必要性の有無を検討すると良いと考えます。 当方で「事前説明不要」と回答すれば良いのですが、当日の議論だけで済むように資料を作成して頂くことで対応可能ではないでしょうか。 【本学の回答】 各議題に関する背景や基礎知識をあらかじめ共有しておくことで、当日の審議の効率化と議論の質向上に一定の効果が見られており、事前説明として一定機能していると考えておりますが、各資料内容の整理と会議運営について改めて検討いたします。
		【経営協議会からの意見】 経営協議会、学長選考・監察会議の学外委員について、新陳代謝を図ることが望ましい。 【本学の回答】 経営協議会委員及び学長選考・監察会議委員については、各会議規則において任期を2年とし、再任を妨げないとしております。両会議の学外委員におかれては、専門性を有する学外の多様な知見に基づくご助言を賜りたいと考えております。 学外委員の方々に本学の教育・研究活動や組織の特性について十分にご理解いただくには、継続的な参画や情報共有が必要であると考えております。継続的な参画により、大学の状況を深くご理解いただける一方で、視点が固定化しやすくなる懸念もございます。多様な意見を取り入れるという観点からは、一定の期間で委員構成を見直すことも有効と考えられますので、今後、その点を留意して参ります。

監事による確認	更新あり	【監事からの意見】 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関し、各原則について基準に適合していることを確認した。 ガバナンス・コードの本来の目的は体制の整備状況だけではなく、その運用状況が重要であり、本学を取り巻く社会環境等は日々変遷しつつあることから、継続的に点検をすることでより適切なガバナンス体制の構築に取り組んでいただきたい。 なお、昨年度指摘の経営企画推進機構規則において、『その他戦略本部及び推進本部に関する事項は、別に定める』については、依然、整備が進んでいない。 また、内部統制委員会については、適時開催され本学の内部統制システムの実効性確保に向けて取り組んでいる。 引き続き、「高知大学Grand Design2040（仮称）」の実現に向け、組織、人事の運営において、目的、役割を明確にするなど、真に実効性のある体制が構築されることを期待する。 【本学の回答】 ガバナンス・コードの本来の目的は、体制の整備にとどまらず、その運用状況の実効性にあると認識しており、社会環境の変化に対応するためにも、継続的な点検と改善を通じて、より適切なガバナンス体制の構築に努めてまいります。 内部統制システムのさらなる実効性確保に向けて、各部局および構成員がリスクの所在や性質を正確に把握するとともに、日常業務の中でそれぞれが主体的にリスクに対応できるようになることが重要であると考えております。今後は、教職員一人ひとりが各リスクに対して何をすべきか理解し、主体的に取り組めるよう、意識醸成を図ってまいります。 また、教職員一人ひとりの主体性は、「高知大学Grand Design2040（仮称）」の実現に向けても重要であり、各構成員が自らの役割を認識したうえで、組織的に取り組むことが不可欠だと考えております。引き続き、各組織・個人が果たすべき目的や役割について一層の理解を深め、周知・共有を図ることで、真に実効性のある体制の構築に取り組んでまいります。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋	更新あり	本学は「教育基本法に則り、国民的合意の下、地域社会及び国際社会に貢献しうる人材育成と学問、研究の充実・発展を推進する。」を理念とし、この理念のもと、教育、研究、地域連携とグローバル化に関する基本目標を掲げて大学運営を行っている。 これに加え、令和2年度には、本学が目指す2030年の姿と役割を見据え、高知という地域に軸足を置いた「Super Regional University」となり、「地域を支え地域を変えることができる大学」となることを目指し、ビジョン（国立大学法人の長が当該法人のミッションを踏まえて描く、国立大学法人の中長期的な方向性や目指す姿）の策定に向けた検討を開始し、令和3年4月、本学の理念や目標、その方向性や具体的な行動計画を示した「高知大学Grand Design2030」を前学長の下策定した。 「高知大学Grand Design2030」の内容は経営協議会及び教育研究評議会において意見を伺いつつ、令和4年度から令和9年度までの間の中期目標、中期計画案に反映させた。 また、令和6年度に就任した現学長の下、「Super Regional University～地域を支え、地域を変えることができる大学～」としてのさらなる飛躍を目指すとともに、第5期中期目標・中期計画の策定を視野に入れ、18歳人口の動向が予想可能な2040年を見据えた本学の中長期的な構想の検討をすることとした。そのため令和7年度に、経営企画推進機構の下に2040年に向けた法人の将来構想を立案することを目的とした経営戦略会議を設置し、「高知大学Grand Design 2040（仮称）」の策定に向けた議論を進めているところである。 【公表資料】 ○「大学の理念・基本目標」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/rinen.html ○「第4期中期目標・中期計画等（令和4～9年度）」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00499323/chyuki_mokuhyo_220425.pdf https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00538480/tyuukikeikaku_r7_henkouninka.pdf ○「高知大学Grand Design2030」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00489294/granddesign2030.pdf ○「運営組織機構概念図」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00543736/soshiki_gainen_2025.pdf ○「国立大学法人高知大学経営企画推進機構規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120032.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	「高知大学Grand Design2030」の内容を反映した第4期中期目標・中期計画の進捗状況の確認に関しては、令和4年度の国立大学法人法の改正により年度計画を作成しないこととなったことに伴い、「第4期中期目標・中期計画の自己点検・評価について」（令和4年1月27日 第431回役員会で承認）を制定し、担当理事の下、中期計画の「実施計画」と「評価指標の補足説明」を策定したうえ、中期目標・中期計画の自己評価を年に1回実施し、評価結果を学内ライブラリやホームページを通じて学内外に公表することとした。 具体的な運用としては、各担当課・室が実施計画と評価指標に対する進捗状況を取りまとめ、評価指標に基づく自己評価を全学的に行う。IR・評価機構は、特に進捗している取組や改善が必要な取組を抽出・分析し、担当理事がそれらを踏まえて評価を実施する。大学は、理事評価を参考に年度ごとに自己点検・評価結果を確定するとともに、必要に応じて次年度以降の実施計画を見直す。これら一連のプロセスを経て、目標・戦略の進捗状況を検証し、改善に反映させている。 【公表資料】 ○「高知大学Grand Design2030」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00157636/granddesign2030.pdf ○「第4期中期目標・中期計画等」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00499323/chyuki_mokuhyo_220425.pdf https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00538480/tyukikeikaku_r7_henkouninka.pdf ○「第4期中期目標・中期計画の自己点検・評価について」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/teikyo_4ki.html ○「第4期中期目標・中期計画・評価指標進捗状況一覧」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00541923/20250701tyukikeikaku.pdf ○「第4期中期目標・中期計画進捗管理表」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00541930/20240701shintyoku.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	国立大学法人法の規定に則り、「国立大学法人高知大学役員会規則」、「国立大学法人高知大学経営協議会規則」、「国立大学法人高知大学教育研究評議会規則」を制定し、審議事項を定めることにより、運営と教学における責任体制を明確にしている。 法人運営に関する検討組織として、2040年に向けた法人の将来構想を検討、戦略の企画・立案や当該戦略の実現に向けた施策の推進等を通じて法人の理念と目的の実現を目指す「高知大学経営企画推進機構」（機構長：学長、構成員：学長、理事）を置いている。 また、教学に関する全学組織として、本学の学士課程、修士課程、専門職学位課程、博士課程に関し、教育課程の実施と教育の内部質保証の推進について審議する「高知大学全学教育機構」（機構長：理事（教育担当））を置いている。 上記のとおり、法人運営、教学に関する全学組織が明確な役割分担の下に運営される体制となっている。 【公表資料】 ○「運営組織機構概念図」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00543736/soshiki_gainen_2025.pdf ○「国立大学法人高知大学役員会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120001.pdf ○「国立大学法人高知大学経営協議会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120002.pdf ○「国立大学法人高知大学教育研究評議会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120003.pdf ○「国立大学法人高知大学経営企画推進機構会議規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120032.pdf ○「全学教育機構規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/130033.pdf ○「全学教育機構会議規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/130034.pdf ○「全学教育機構会議委員会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/130051.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	教員の多様性の推進等を定めた総合的な人事方針として、第４期中期目標期間中の「教員人事基本方針」を令和３年７月28日に策定した。当該基本方針において、教員の多様性を高めるため、若手教員、外国人教員及び女性教員を積極的に採用することとしている。特に、若手教員及び女性教員は新規採用者のうち、原則６割を若手教員、原則３割を女性教員とすることで組織の若返り及び多様化を図ることとしている。 すべての職員が高いモチベーションを保ちながら意欲的に職務に従事し、ワークライフバランスを充実させるとともに、多様な人材がその力を最大限発揮することができるよう「事務局等職員の人事基本方針」を令和４年３月９日に策定した。当該基本方針において、年齢毎に極端な偏りがないように、中長期的にバランスが取れ、かつ、持続可能な年齢構成を目指すとともに、DEI（ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包括性））の推進に努めることを規定している。 上述のとおり、個別具体的な人事基本方針として「教員人事基本方針」及び「事務局等職員の人事基本方針」を定めているが、これらを包含した総合的な人事方針を令和５年９月に策定した。 総合的な人事方針では、均衡ある年齢構成に留意しつつ、多様な人材がその能力を最大限に発揮できるようダイバーシティの推進等に努めることを規定している。 【公表資料】 ○「国立大学法人高知大学人事基本方針、第４期中期目標期間 教員人事基本方針、第４期中期目標期間 国立大学法人高知大学における事務局等職員の人事基本方針」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00517867/20230921jinji_kihonhoushin.pdf
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		本学では、国立大学法人としての社会的な役割を果たすべく、国立大学法人法等の法令を遵守しつつ、自主・自律的活動を継続するために必要な安定的な財政基盤を確保すべく、国立大学法人運営費交付金をはじめ公的資金の支援のほか、自己財源の確保に努めている。 また、確保した資金を活用するための支出額を計画的に執行するため、収支状況を見通す中期的な財務計画について、第４期中期計画において自己収入獲得の取組を進め安定的な財務基盤を確立するため中期計画期間中に４億円の増収を目標とする計画を定めるとともに、同計画のその他の記載事項において６年間の「予算計画」「収支計画」「資金計画」を策定し公表している。 【公表資料】 ○「第４期中期計画」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00538480/tyuukikeikaku_r7_henkouninka.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（４）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等 （法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	本学は、国から国立大学法人運営費交付金の交付を受けて法人を運営しているという公共の性質に鑑み、教育・研究に係る活動の状況を取りまとめ、コストの見える化を図っている。 具体的には、教育・研究上のコストの見える化のため、期中の収支状況の前年度比較とその要因や各部局ごとの予算執行状況をグラフ等を使って分かりやすく説明した「財務状況報告書」を作成し、役員会に報告を行っている。これ以外にも、学部・研究科等別の予算・決算情報を毎年資料化し、全学財務委員会に報告している。 また、国立大学法人法の規定に基づき公表される財務諸表においては、令和元年度から各部局別のセグメント情報を附属明細書に記載しており、学内教職員はもとより、広く一般の方にも本学のコストに関する情報を公表している。さらに、財務諸表等の定型的な解説のみならず、各部局の活動状況を財務情報を交えて報告するほか、同規模国立大学との財務指標の比較を行い、本学の位置づけなどを示した「財務レポート」を作成し、本学ホームページで公表している。 【公表資料】 ○財務レポート https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/financial_report.html ○令和 6 年度 財務諸表、附属明細書、事業報告書（第21期事業年度） https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－4② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針	更新あり	本学では、「役員等候補者の育成に関する基本方針」（役員会決定）を定め、公表している。学長から指名された副学長・副理事等は、各担当分野のキーパーソンとして、法人経営の中核業務を所掌している。 また、大学トップマネジメント研修（政策研究大学院大学）、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（国大協）及び大学マネジメントセミナー（国大協）に管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を積極的かつ計画的に参加させ、次代の経営人材を育成している。 【公表資料】 ○「役員等候補者の育成に関する基本方針」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00149167/1-4Training_policy.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	「国立大学法人高知大学組織規則」に、理事、副理事、副学長、学長特別補佐について規定している。 理事は、同規則において「総務・企画・危機管理」、「教育」、「研究・医療・評価・IR」、「地域連携・広報・ウェルビーイング」、「財務・労務管理」、「法務」の業務をそれぞれ担当し、当該業務について学長を補佐して業務を掌理することを規定している。理事は、学長自ら大学運営に関する能力、大学改革に関する意欲を確認したうえ任命しており、「法務」担当理事は、その専門性から外部の者を任命している。なお、同規則の規定に基づく学長の代理及び国立大学法人高知大学役員会規則に規定する役員会議長の代理として、理事（総務・企画・危機管理担当）を指名している（第498回役員会議事要録（令和6年4月10日開催））。 副理事は、同規則において、理事の職務を助ける副理事を置くことができること、理事からの推薦に基づき学長が指名することを規定しており、「総務担当」、「評価・IR担当」の2名の副理事を発令している（基準日現在）。 副学長は、同規則において、学長を助け校務をつかさどる副学長を学長が指名することとしており、「総務担当」、「教育担当」（3名）、「研究担当」（人文社会科学系、自然科学系の2名）、「地域連携担当」、「国際連携担当」の8名の副学長を配置している。 また、学長特別補佐は、同規則において、学長から特別に指示された事項を処理する者を学長が指名しており、危機管理全般に対応する「危機管理担当」、企業から招聘され地域のDXに対応する「DX推進担当」、高知県教育委員会との連携を担当する前高知県教育長の3名を配置している。 何れの役職についても、面談等を通じて学長が全ての選考を行うことにより、学長をトップとして、大学のビジョンを実現していくための大学運営を行うことが可能な組織となっている。 【長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みについては、原則 1 - 4 の記述を参照】 【公表資料】 ○「国立大学法人高知大学組織規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/110001.pdf ○「高知大学役職員の状況」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/yakuin-simei.html ○「国立大学法人高知大学執行体制」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/sikkou_taisei.html ○「第498回役員会議事要録」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00526784/yakuin498.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録	更新あり	「国立大学法人高知大学役員会規則」を定め、学長、理事で構成する役員会を組織し、法人運営上の重要事項について審議・決定を行っている。 適時かつ迅速な審議を行うため、各月 2 回の定例役員会の開催に加え、必要に応じ臨時の役員会も開催している。令和 6 年度は役員会を 32 回開催した。役員会の議事録は、次回以降の役員会において承認を得たのち、遅滞なく本学ホームページに公開している。 【公表資料】 ○役員会議事録 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/gakunai_kaigi/yakuinkai.html
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	「地域連携・広報・ウェルビーイング」、「財務・労務管理」、「法務」担当については、大学経営において必要な観点である一方、学内にとどまらない多様な視点や専門的知見が必要であるため外部の経験を有する人材として 3 名を登用している。 また、企業から招聘され地域の D X に対応する「D X 推進担当」、高知県教育委員会との連携を担当する前高知県教育長の 2 名を学長特別補佐として配置することで専門性の観点や第三者の視点を取り入れ経営体制を強化している。 【公表資料】 ○高知大学役職員の状況 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/yakuin-simei.html ○「国立大学法人高知大学執行体制」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/sikkou_taisei.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	「国立大学法人高知大学経営協議会規則」において、外部委員に関し、「国立大学法人高知大学の役員または職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い見識を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者」（第2条第3号）と定めており、教育研究評議会においては、外部委員候補者について、現職、略歴、実績を示し、同会議からの意見を得たうえで学長が任命している。 経営協議会においては、中期目標・中期計画、給与・就業規則関係、予算・決算関係、その他経営に関する重要事項について議題として設定している。学外委員に対しては、議事内容の事前説明を行い、各議題に関する背景や基礎知識をあらかじめ共有することで、当日の審議を効率化するとともに、より深い議論が可能となるよう工夫している。さらに、法定事項とは別に大学運営に関する意見交換や学内施設見学等を企画し、今後のよりよい法人経営に資する会議となるよう運営方法を工夫している。 【公表資料】 ○「国立大学法人高知大学経営協議会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120002.pdf ○「経営協議会議事要録」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/gakunai_kaigi/keiei_kyogi.html ○「経営協議会学外委員からの意見等への取組状況」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/gakunai_kaigi/keiei_kyogi_torikumi.html ○「経営協議会の活性化のための取組みについて（高知大学）」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00531757/20241028.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	学長選考・監察会議が自ら定め公表している「国立大学法人高知大学学長選考基準」に「学内関係者の問題意識を踏まえて学長選考・監察会議が候補者に見解・方策を示すことを求めることとする高知大学の運営における課題と思われる事項について、明確で妥当性があると思われる見解と方針を有する者であること」を令和5年度に追加し、同会議における選考のための議論をより具体的に掘り下げたものとしている。 令和5年度に意向投票を廃止し、学内関係者の大学運営に対する問題意識の調査を行い、学長選考・監察会議の審議の参考としている。公表している選考結果、選考過程及び選考理由について、選考手続きの充実を反映して、より具体的で詳細な記述を行っている。 【公表資料】 ○学長候補者選考 https://www.kochi-u.ac.jp/gakutyousenkou/ ○学長候補者の選考結果（情報公開等/情報提供のお知らせ/20.国立大学法人法第12条第8項の規定による公表事項等） https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00521666/2023gakutyousenkoukekka.pdf ○国立大学法人高知大学学長選考基準 https://www.kochi-u.ac.jp/gakutyousenkou/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	学長選考等規則第14条第1項において、任期に関し、4年再任有6年限りとして規定している。なお、平成26年度において、学長の任期について学長が適切にリーダーシップを発揮することができるよう改めて検討を行った。その後も選考の都度、学長選考・監察会議において、学長選考基準の審議・確認を行い、任期、再任の可否等についても記載することとしており、求められる学長像等とあわせ公表してきた。 また、令和5年度に、現行の学長の任期等の設定理由を整理し、「3年以下では学長が適切にリーダーシップを発揮し施策を計画・実行・改善するには短いとの判断から、4年が妥当としている。また、再任の可否については、4年の任期において優れた成果を挙げつつあり、さらなる成果が期待できる場合に、それが可能となるよう、再任可としている。再任の場合に引き続き6年を超えて在任することができないことについては、任期の長期化による組織の硬直化を抑止すること及び中期目標期間が6年であることを考慮し決定している」旨を公表している。 【公表資料】 ○「国立大学法人高知大学学長選考等規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120012.pdf ○「国立大学法人高知大学学長選考基準」 https://www.kochi-u.ac.jp/gakutyousenkou/ ○「学長の任期、再任の可否等について」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00521536/20240131gakutyoo.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長選考等規則第15条から第18条までの規定において、解任を申し出るための手続について規定し、公表している。また、学長選考基準においても、学長の解任手続について記載し、公表している。 【公表資料】 ○「国立大学法人高知大学学長選考等規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120012.pdf ○「国立大学法人高知大学学長選考基準」 https://www.kochi-u.ac.jp/gakutyousenkou/
補充原則 3 - 3 - 3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	学長選考・監察会議は、国立大学法人高知大学学長の業績評価実施要項を定め、学長選考の適正性を担保するため、学長がその職務を適切に遂行していることを選考時の判断に沿って確認することとしており、学長の任期が4年の場合は在任2年目の末まで、任期2年（再任）の場合は1年目の末までに、学長の任期中の業績について評価し、結果を公表することとしている。また、業績評価の結果を踏まえ、必要があると認める場合は、学長に対して支援及び助言を行うこととしている。 【公表資料】 ○「学長の任期中の業績評価結果」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00509954/20230327gyouseki_hyoka.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由	更新あり	本学の学長選考・監察会議規則第2条において、本会議の委員は、経営協議会で選出された者 6 名、教育研究評議会から選出された者 6 名の計12名で構成する旨を定めている。 学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかということを念頭に、経営協議会及び教育研究評議会において、選任方法を審議し決定の上、その方法により学長選考・監察会議の委員を選任し、その方法・理由を、両会議の議事要録において記載し、公表している。 令和 6 年度においては、以下のとおり選任を行った。 経営協議会においては、第96回及び第97回経営協議会で、中立性・公正性担保の観点等から、経営協議会委員の投票により得票上位の者を委員に選出することとし、投票の結果得票上位となった者 6 名を選任した（第96回及び第97回経営協議会）。 また、教育研究評議会から選出する委員についてどのような観点から選出するかについて議論を行い、全学からバランスよく見識のある方を選出するという観点から各学部 1 名、欠員補充の場合を除き学部長の 6 名を選出することとしている。なお、その内容については令和 4 年 6 月15日付で「教育研究評議会における学長選考・監察会議委員の選出に関する申合せ」として申し合わせている。教育研究評議会においては、第122回教育研究評議会で、学部長 6 名を選任した。 ○国立大学法人高知大学学長選考・監察会議規則 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120004.pdf ○「第96回経営協議会議事要録」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00530842/kei_kyo96.pdf ○「第97回経営協議会議事要録」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00530859/kei_kyo97.pdf ○「第122回教育研究評議会議事要録」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00527644/kyoiku122.pdf
原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		本学では、大学総括理事を置いていない。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	本学は教育・研究・社会貢献活動に加え、経営状況や管理運営状況について、本学ホームページを中心に、幅広く情報の公表を行い、透明性を確保している。 内部統制システムについては、「国立大学法人高知大学内部統制規則」及び「国立大学法人内部統制委員会規則」を制定し運用している。 令和 6 年度から就任した現学長の下、今後の内部統制の在り方について検討を行った。その結果、さらなる内部統制システムの強化のため、国立大学法人高知大学内部統制規則を一部改正し、事前的なリスク情報の収集と評価も内部統制の定義に内包させることとした。この改正にかかり、各部局においてリスクの洗い出しを行った。今後、それぞれのリスクに対する必要な措置を順次講じる予定としている。さらに、学内外ともに様々な事案が発生していることを踏まえ、ルーティンとして実施している日常的モニタリングのみでは、顕在化、潜在化しているリスクに対応できない状況になってきているため、学長が指定した事項についてモニタリングする規定（特定モニタリング）を新たに設けた。 また、コンプライアンスの推進や内部通報・外部通報にかかる制度については「国立大学法人高知大学におけるコンプライアンス通報等規則」を制定し、運用している。 【公表資料】 ○情報公開等 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/ ○教育情報の公表 https://www.kochi-u.ac.jp/kyoikujoho/ ○研究・産学官連携 https://www.kochi-u.ac.jp/research/ ○研究活動における不正行為、公的研究費の不正使用の防止体制等について https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/kenkyu_fusei_boushi.html ○国立大学法人高知大学内部統制規則 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120037.pdf ○国立大学法人高知大学内部統制委員会規則 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120038.pdf ○高知大学における内部統制（概念図） https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00481960/4_4-2Internal_control.pdf ○国立大学法人高知大学におけるコンプライアンス通報等規則 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/140016.pdf ○国立大学法人高知大学コンプライアンス委員会規則 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/130045.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	国立大学法人高知大学情報公開に関する規則を定め、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報公開を適切に行っている。 また、法令等に基づき公表することとされている情報について、本学ホームページの「情報公開等」のページを中心に、情報公開を行っている。情報の追加等については、適宜更新を行っている。 加えて、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても、ホームページ、SNS、広報誌、財務レポート、環境報告書等の情報誌や報告書などにより分かりやすく公表している。また、自治体や同窓会と対面で懇談、交流する機会を設け、いただいた意見等を情報発信や業務に活用している。 【公表資料】 ○情報公開等 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/ ○高知大学ホームページ https://www.kochi-u.ac.jp/ ○高知大学facebook https://ja-jp.facebook.com/kochiuniversity/ ○高知大学X https://x.com/KochiU_News ○高知大学Instagram https://www.instagram.com/kochi_univ_official/ ○高知大学広報誌 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/ ○財務レポート https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/financial_report.html ○環境報告書 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/kankyoku_houkoku.html ○定例記者会見 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/kisyakaiken/index.html ○高知大学概要 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/daigaku_gaiyou/ ○高知大学大学案内 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/daigaku_annai.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		ホームページにおいて、幅広く情報を公表するとともに、SNSでは学生を主な対象として情報を公表等し、受験生に向けては入試情報専用のホームページによる情報公表を行うほか、Webも活用したオープンキャンパスの実施や高知大学での学び、学部や入試に関する概要をYouTubeの公式チャンネルで動画として公表するなど、対象、内容、方法等を選択し公表している。なお、ホームページにおいては、学生、卒業生、地域の方など閲覧者に応じたポータルサイトを設け、閲覧者が必要な情報へのアクセスが容易になるよう取り組んでいる。また、自治体、同窓会とは、対面で懇談、交流する機会を設け、情報発信とともに、懇談、交流における関係者からの意見、質問等を各理事の下で業務に活用等する機会とするなどしている。 【公表資料】 ○情報公開等 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/ ○高知大学ホームページ https://www.kochi-u.ac.jp/ ○高知大学facebook https://ja-jp.facebook.com/kochiuniversity/ ○高知大学X https://x.com/KochiU_News ○YouTube 高知大学公式入試チャンネル https://www.youtube.com/channel/UC5Gq86CW1STI0FEqk_2MWpw ○高知大学Instagram https://www.instagram.com/kochi_univ_official/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	すべての学生が卒業時または修了時に身につけているべき能力としてディプロマ・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとともに本学ウェブサイトで公表している。 【公表資料】 ○「高知大学教育に関するポリシー」 https://www.kochi-u.ac.jp/kyoikujoho/06/kyoiku_policy.html 学生の大学教育に対する満足度については、在学生調査及び卒業生に対するアンケート調査の結果を、学び創造センター学びの質保証ユニットホームページで公表している。 【公表資料】 ○「高知大学まなびのプロフィール」（在学生及び卒業生を対象に実施した調査結果のフィードバック用リーフレット） https://www.kochi-u.ac.jp/daikyo/publications.html#anchor-manabiprof ○「卒業生調査結果」https://www.kochi-u.ac.jp/daikyo/reports.html#anchor-graduates ○「高知大学での学びと学生生活に関する調査結果」（在学生調査） https://www.kochi-u.ac.jp/daikyo/reports.html#anchor-survey 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること（卒業率、進学・就職者数並びに主な就職先、教員採用者数・公務員採用者数、国家試験合格状況（医学部））については、「教育情報の公表」として大学ホームページで公表している。 【公表資料】 「教育情報の公表」 https://www.kochi-u.ac.jp/kyoikujoho/ 「資格取得者数」 https://www.kochi-u.ac.jp/kyoikujoho/06/sikaku_syutoku.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/index.html ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 http://www.kochi-u.ac.jp/kms/hsptl/info/outline/selection-director.html ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 http://www.kochi-u.ac.jp/kms/hsptl/info/outline/safety.html